

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20220901	森町タクシー合資会社 (法人番号 4080403002680) 代表 者鈴木邦彦	静岡県周智郡森町森910	本社営業所	静岡県周智郡森町森910	事業停止(30日間)及び 文書警告	道路運送法第23条第1 項	令和4年6月8日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任なし(道路運送法第23条第1項)、(2)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)	30	30
2	20220906	郡上タクシー株式会社 (法人番号 1200001026361) 代表者平岩憲政	岐阜県郡上市八幡町初納 69番地7	本社営業所	岐阜県郡上市八幡町初納 69番地7	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第37条第1項	令和4年8月1日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(2)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	0	0
3	20220909	三晃タクシー株式会社 (法人番号 1180001023592) 代表 者佐藤浩一	愛知県名古屋市中天白区中 砂町336番地	本社営業所	愛知県名古屋市中天白区中 砂町336番地	輸送施設の使用停止 (21日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第1項 及び第2項	令和4年5月17日及び令和4年5月26日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(6)補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)、(7)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20220920	静鉄タクシー株式会社 (法人番号 708001002007) 代表 者根来晃司	静岡県静岡市駿河区南八 幡町25番25号	本社営業所	静岡県静岡市駿河区南八 幡町558	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第5項	令和4年8月30日、監査方針に基づき、監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記 録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規 則第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第1項)	0	0
5	20220928	名古屋バス株式会社 (法人番号 5180001013037) 代表 者西村信義	愛知県名古屋市北区新沼 町3番地	タクシー事業 部	愛知県名古屋市北区新沼 町1番地4	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和4年1月20日及び令和4年1月27日、監査 方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認め られた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送 事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記 載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第 24条第5項)、(3)特定の運転者に対する指導義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診 断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。